

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)等の施行に伴い手数料の追加等を行うとともに、将来を担うものづくり分野における若者の更なる技能検定受検を促すために試験の手数料の特例を定めるため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 完了検査等を受けようとする建築物が建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けている場合における完了検査の申請等に対する審査の手数料を新たに設定することとします。(別表第43関係)
- (2) 技能検定の2級または3級の実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において年齢35歳未満の一定の者について当該実技試験の手数料を減額する特例を設けることとします。(別表第57関係)
- (3) 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。(別表第68関係)
- (4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る審査の手数料を新たに設定することとします。(別表第69関係)
- (5) その他
 - ア この条例は、平成29年4月1日から施行することとします。ただし、(2)は、同年10月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

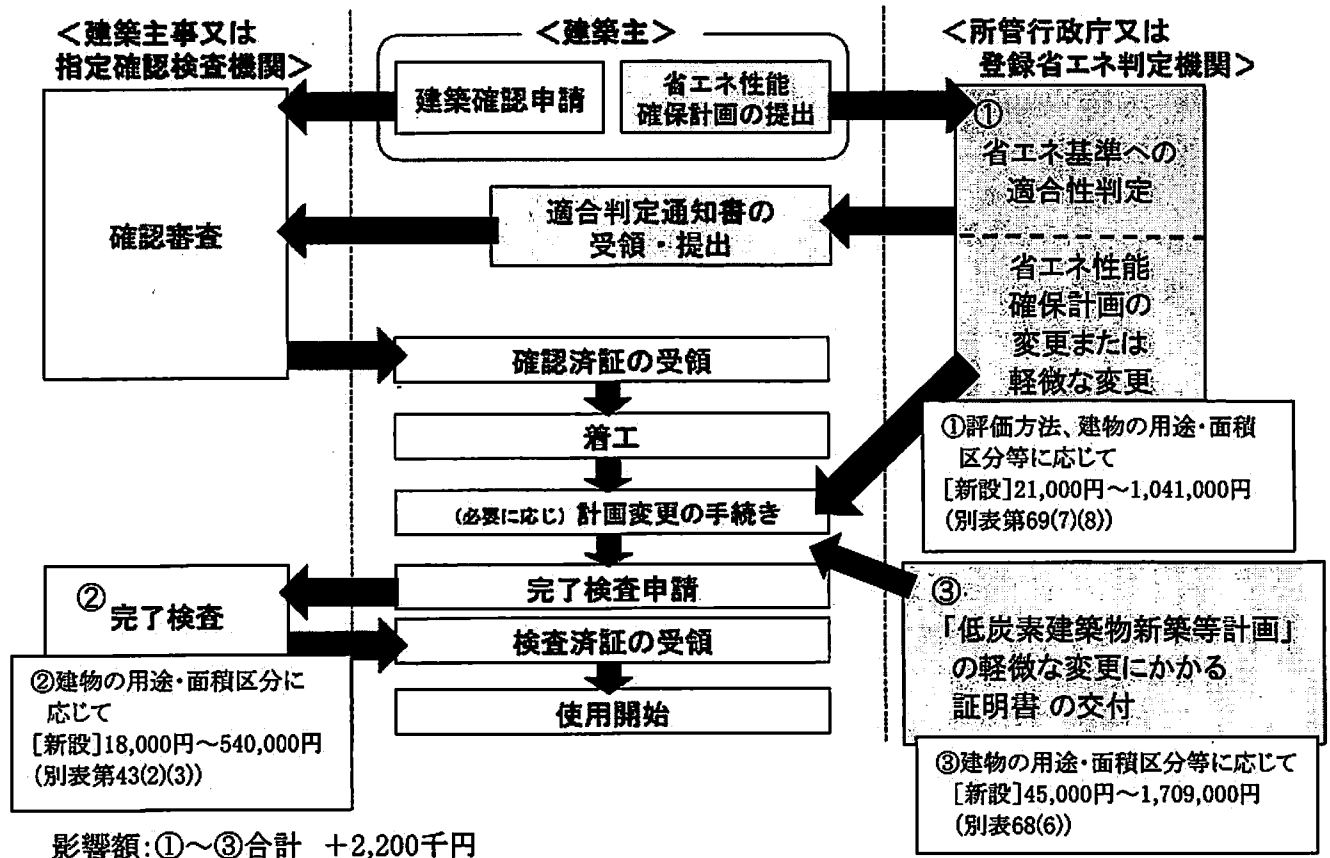
滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案の概要について

総務部財政課

(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴う事務手数料の設定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、大規模(2,000㎡以上)の非住宅建築物については、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務が課されたことから、

- ①省エネ基準への適合性判定等に係る審査
 - ②省エネ基準適合性判定を受けた建築物の完了検査時の審査
 - ③低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付
- にかかる手数料を新たに設定します。(施行日:平成29年4月1日)



(2)職業能力開発促進法に基づく事務手数料の減額

ものづくり分野における若者の確保のため、国内のものづくりにかかる業種に長期間従事することを希望する35歳未満の者について、技能検定の2級・3級の実技試験の手数料を減額します。

(施行日:平成29年10月1日※後期試験から適用のため)

		現行手数料	減免後手数料
2級、3級の実技試験手数料	機械検査等	14,900円	5,900円
	和裁等	13,100円	4,100円
	その他	17,900円	8,900円
高等技術専門学校等の在生学生の場合	機械検査等	10,000円	2,900円
	和裁等	8,800円	2,900円
	その他	12,000円	3,000円

影響額: △8,604千円(職業能力開発協会が収入)

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和 24 年滋賀県条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 43(2)の項および(3)の項を次のように改める。

(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請または法第 18 条第 16 項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	18,000 円
(イ) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	28,000 円
(ウ) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	35,000 円
(エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	46,000 円
(オ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	65,000 円
(カ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	83,000 円
(キ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	140,000 円
(ク) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	180,000 円
(ケ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	290,000 円
(コ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	540,000 円
イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 12 条第 8 項(同	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて

法第 25 条第 1 項もしくは第 30 条第 8 項(同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)または都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 10 条第 9 項もしくは第 54 条第 8 項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。)の規定に基づく法第 6 条第 1 項もしくは第 6 条の 2 第 1 項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 13 条第 9 項の規定に基づく法第 18 条第 3 項の確認済証の交付を受けた建築物である場合

定める金額に、次の(ア)から(キ)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(キ)までに定める金額を加算した金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
9,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
26,000 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
77,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
123,000 円

(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メー

	<p>トル未満のもの 155,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計 が25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満のもの 194,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計 が50,000平方メ ートル以上のも の 271,000円</p>
<p>(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p> <p>(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>16,000円</p> <p>24,000円</p> <p>30,000円</p> <p>42,000円</p> <p>61,000円</p> <p>78,000円</p> <p>140,000円</p> <p>170,000円</p> <p>280,000円</p> <p>540,000円</p>

<p>イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合</p>	<p>アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
---	---

別表第43注2中「(2)の項および(3)の項」を「(2)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)および(3)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)」に改め、同表注中6を8とし、3から5までを5から7までとし、2の次に次のように加える。

3 (2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。)があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合における(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の規定の適用については、同項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

別表第57注を同表注1とし、同表に注2として次のように加える。

2 (4)の項に規定する2級または3級に係る実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において年齢35歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。)に係る当該実技試験の手数料は、同項ア(イ)に定める金額(注1の規定の適用がある場合にあつては、注1の規定により算定して得られた金額とする。)から9,000円を控除して得た金額(当該金額が2,900円を下回る場合にあつては、2,900円とする。)とする。

別表第68(1)の項中「平成24年法律第84号。」を削り、同表に次のように加える。

<p>(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料</p>	<p>(2)の項の規定により算定して得られる金額</p>
---	------------------------------

別表第68注3中「含む。」の右に「および(6)の項」を、「2分の1」の右に「(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)」を加える。

別表第69(5)の項を同表(6)の項とし、同表(4)の項中「(3)の項」を「(4)の項」に改め、同項を同表(5)の項とし、同表(3)の項中「(1)の項」を「(2)の項」に改め、同項を同表(4)の項とし、同表(2)の項中「(1)の項」を「(2)の項」に改め、同項を同表(3)の項とし、同表(1)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）」を「法」に改め、同項を同表(2)の項とし、同項の前に次のように加える。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
(7) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	230,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	89,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円

g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	538,000 円
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合	
(ア) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000 円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	45,000 円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000 円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000 円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	183,000 円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,000 円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	311,000 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	21,000 円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000 円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000 円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	142,000 円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	175,000 円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	216,000 円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	300,000 円
別表第 69 に次のように加える。	
(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この表において「省令」という。）第 11 条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(1) の項の規定により算定して得られる金額

(8) 省令第 29 条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(2) の項の規定により算定して得られる金額
---	------------------------

別表第 69 注中 5 を 9 とし、4 を 8 とし、その前に次のように加える。

- 7 (7) の項において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) とする。

別表第 69 注 3 中「(3)の項 ((4)の項)」を「(4)の項 ((5)の項)」に、「において(1)の項」を「および(8)の項において(2)の項」に改め、「2 分の 1」の右に「(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)」を加え、同表注中 3 を 6 とし、2 を 5 とし、その前に次のように加える。

- 3 (1) の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

(1) 建築物の新築、増築または改築をする場合 (次号に掲げる場合を除く。) 当該建築物の非住宅部分の床面積 (建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。次号および注 7 において同じ。)

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の新築、増築または改築をする場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

- 4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合にあつては、当該建築物が第 1 号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途に供するものと、当該建築物が第 2 号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途以外の用途に供するものとみなして、(1)の項 ((7)の項において算定する場合を含む。) の規定を適用する。

(1) 工場等の用途に供する部分以外の部分 (非住宅部分に限る。) の床面積の合計が建築物の非住宅部分の床面積の合計の 5 分の 1 未満であり、かつ、300 平方メートル未満である建築物であつて、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるもの

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物

別表第 69 注 1 を同表注 2 とし、その前に次のように加える。

注 1 この表において「工場等」とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類する建築物をいう。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 57 注を同表注 1 とし、同表に注 2 を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新																																						
本則および付則 省略	本則および付則 省略																																						
別表第1～別表第42 省略	別表第1～別表第42 省略																																						
別表第43	別表第43																																						
建築基準法に基づく事務手数料	建築基準法に基づく事務手数料																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">18,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">28,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">35,000円</td> </tr> <tr> <td>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">46,000円</td> </tr> <tr> <td>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">65,000円</td> </tr> <tr> <td>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">83,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	(1) 省略		(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料		ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	28,000円	ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	35,000円	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	46,000円	オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	65,000円	カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	83,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア イに掲げる場合以外の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">18,000円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">28,000円</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">35,000円</td> </tr> <tr> <td>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">46,000円</td> </tr> <tr> <td>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">65,000円</td> </tr> <tr> <td>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">83,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	(1) 省略		(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料		ア イに掲げる場合以外の場合		(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円	(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	28,000円	(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	35,000円	(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	46,000円	(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	65,000円	(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	83,000円
区 分	金 額																																						
(1) 省略																																							
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料																																							
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円																																						
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	28,000円																																						
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	35,000円																																						
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	46,000円																																						
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	65,000円																																						
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	83,000円																																						
区 分	金 額																																						
(1) 省略																																							
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料																																							
ア イに掲げる場合以外の場合																																							
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円																																						
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	28,000円																																						
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	35,000円																																						
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	46,000円																																						
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	65,000円																																						
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	83,000円																																						

二

<u>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以内のもの</u>	140,000円	<u>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートル を超え5,000平方メートル以内のもの</u>	140,000円
<u>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以内のもの</u>	180,000円	<u>(ク) 床面積の合計が5,000平方メートル を超え10,000平方メートル以内のもの</u>	180,000円
<u>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを 超え50,000平方メートル以内のもの</u>	290,000円	<u>(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートル を超え50,000平方メートル以内のもの</u>	290,000円
<u>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを 超えるもの</u>	540,000円	<u>(コ) 床面積の合計が50,000平方メートル を超えるもの</u>	540,000円
		<u>イ 当該申請または通知に係る建築物が建 築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律（平成27年法律第53号）第12 条第8項（同法第25条第1項もしくは 第30条第8項（第31条第2項にお いて準用する））または都市の低炭素 化の促進に関する法律（平成24年法 律第84号）第10条第9項もしくは第 54条第8項の規定により適用される 場合を含む。（3）のイにおいて同じ。） の規定に基づく法第6条第1項も しくは第6条の2第1項または建 築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第13条第9項の規定に 基づく法第18条第3項の確認済証の 交付を受けた建築物である場合</u>	<u>アに掲げる床面積の合 計の区分に応じて定め る金額に、次の(7)から (キ)までに掲げる当該 申請または通知に係る 建築物の非住宅部分の 床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ当該(7) から(キ)までに定める 金額を加算した金額</u>
			<u>(7) 床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの 9,000円</u>

(イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のもの 26,000円
(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満のも の 77,000円
(エ) 床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平方 メートル未満のも の 123,000円
(オ) 床面積の合計が 10,000平方メート ル以上25,000平方 メートル未満のも の 155,000円
(カ) 床面積の合計が 25,000平方メート ル以上50,000平方 メートル未満のも の 194,000円
(キ) 床面積の合計が 50,000平方メート ル以上のもの 271,000円

(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	24,000円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	30,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	42,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	78,000円
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	140,000円
ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	280,000円
コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	540,000円

(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	24,000円
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	30,000円
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	42,000円
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	78,000円
(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	140,000円
(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	280,000円
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	540,000円

(4)～(48) 省略	

注1 省略

2 (2)の項および(3)の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合にあつては当該移転、修繕または模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額
(4)～(48) 省略	

注1 省略

2 (2)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)および(3)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)の床面積の合計は、建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合にあつては当該移転、修繕または模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 (2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。)があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合における(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の規定の適用については、同項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

3～6 省略

別表第44～別表第56 省略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料	
ア 実技試験	
(ア) 特級に係るもの	同 17,900
(イ) 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級および単一等級に係るもの	
a 機械検査	同 14,900
b 婦人子供服製造	同 14,900
c 和裁	同 13,100
d テクニカルイラストレーション	同 13,100
e 機械・プラント製図	同 13,100
f 電気製図	同 13,100
g その他の職種	同 17,900
イ 省略	
(5) 省略	

注 (4)の項に規定する3級に係る実技試験を受けようとする者(公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等の生徒または学生に限る。)に係る手数料は、同項に定める金額から当該金額の3分の1に相当する額(当該3分の1に相当する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を控除して得た金額とする。

5～8 省略

別表第44～別表第56 省略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料	
ア 実技試験	
(ア) 特級に係るもの	同 17,900
(イ) 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級および単一等級に係るもの	
a 機械検査	同 14,900
b 婦人子供服製造	同 14,900
c 和裁	同 13,100
d テクニカルイラストレーション	同 13,100
e 機械・プラント製図	同 13,100
f 電気製図	同 13,100
g その他の職種	同 17,900
イ 省略	
(5) 省略	

注1 (4)の項に規定する3級に係る実技試験を受けようとする者(公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等の生徒または学生に限る。)に係る手数料は、同項に定める金額から当該金額の3分の1に相当する額(当該3分の1に相当する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を控除して得た金額とする。

2 (4)の項に規定する2級または3級に係る実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において年齢35歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。)に係る当該実技試験の手数料は、同項ア(イ)に定める金額(注1の規定の適用がある場合にあつては、注1の規定により算定して得られた金額とする。)から9,000円を控除して得た金額(当該金額が2,900円を下回る場合にあつては、2,900円とする。)とする。

別表第58～別表第67 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区	分	金 額
---	---	-----

別表第58～別表第67 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区	分	金 額
---	---	-----

(1)都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる金額
(2)～(5) 省略	
(追加)	

注1および2 省略

3 (4)の項((5)の項において算定する場合を含む。)において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とする。

4 省略

(1)都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる金額
(2)～(5) 省略	
(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証拠明書の交付の申請に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額

注1および2 省略

3 (4)の項((5)の項において算定する場合を含む。) および(6)の項において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

4 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(追加)	

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
（ア）標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	230,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円

<u>f</u>	<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>838,000円</u>
<u>g</u>	<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,041,000円</u>
<u>(イ) モデル建物法の評価によるもの</u>		
<u>a</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>89,000円</u>
<u>b</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>145,000円</u>
<u>c</u>	<u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>230,000円</u>
<u>d</u>	<u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>298,000円</u>
<u>e</u>	<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>357,000円</u>
<u>f</u>	<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>417,000円</u>
<u>g</u>	<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>538,000円</u>
<u>イ</u>	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合</u>	
	<u>(ア) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの</u>	

a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
b	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	45,000円
c	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
d	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
e	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	183,000円
f	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,000円
g	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	311,000円
(イ)	(ア)以外の場合	
a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	21,000円
b	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
c	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
d	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	142,000円

		<p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 175,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 300,000円</p>
<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア～ウ 省略</p>		<p>(2) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア～ウ 省略</p>

(2) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額
(3) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額（法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）

(3) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）

<p>(4) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料</p>	<p>(3)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
<p>(5) 省略</p>	
<p>(追加)</p>	

<p>(5) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料</p>	<p>(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
<p>(6) 省略</p>	
<p>(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料</p>	<p>(1)の項の規定により算定して得られる金額</p>

(追加)

(追加)

注1 この表において「標準入力法」、「主要室入力法」および「モデル建物法」とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。

(追加)

(8) 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書 _の 交付の申請に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額
--	-----------------------

注1 この表において「工場等」とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類する建築物をいう。

2 この表において「標準入力法」、「主要室入力法」および「モデル建物法」とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。

3 (1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

(1) 建築物の新築、増築または改築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築物の非住宅部分の床面積（建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。次号および注7において同じ。）

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の新築、増築または改築をする場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合にあつては、当該建築物が第1号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途に供するものと、当該建築物が第2号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途以外の用途に供するものとみなして、(1)の項（(7)の項において算定する場合を含む。）の規定を適用する。

2 省略

3 (3)の項((4)の項において算定する場合を含む。) において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とする。

4および5 省略

(1) 工場等の用途に供する部分以外の部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であつて、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるもの

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物

5 省略

6 (4)の項((5)の項において算定する場合を含む。) および(8)の項において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

7 (7)の項において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

8および9 省略